

平成21年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成21年3月30日(月)

午後1時32分開会

開催日時	平成21年3月30日	開会 1時32分 閉会 3時12分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊東 浄堯 委員長職務 代理者 伊藤 恒子 委 員 菊地 邦夫	委 員 鮎川志津子 教 育 長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 小林 美都江 生涯学習部長 渡辺 博 学務課長 前島 賢 指導室長 富士道正尋 統括指導主事 加納 一好 指導主事 浜田 真二 指導主事 濱辺 理佐子	生涯学習課長 尾崎 充男 兼生涯学習係長事務取扱 スポーツ振興課長 林 文男 図書館長 田中 肇 公民館長 中嶋 登 庶務課長補佐 内田 泰彦 兼庶務係長	
調 製	主 任 山内 和子		
傍聴者人数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 8 号	小金井市教育委員会の基本方針及び平成 21 年度教育施策（基本方針 4）について
第 3	議案第 9 号	小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
第 4	議案第 10 号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴う委嘱について
第 5	議案第 11 号	小金井市教育相談所設置規程の一部を改正する規程
第 6	議案第 12 号	「もくせい教室」設置規程の一部を改正する規程
第 7	議案第 13 号	小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する規程
第 8	議案第 14 号	小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程
第 9	議案第 15 号	教育財産の所管換えについて
第 10	報告事項	1 平成 21 年第 1 回小金井市議会定例会について 2 平成 21 年第 2 回小金井市議会臨時会について 3 小金井市私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部改正について 4 光熱水費削減還元プログラムについて 5 学校給食調理業務委託等検証結果について 6 第 2 次小金井市子ども読書活動推進計画（素案）の策定について 7 阪南公民館運営研究協議会の視察研修について 8 その他 9 今後の日程
第 11	代処第 3 号	平成 21 年 4 月 1 日付け執行の副校長の人事異動に関する内申の代理処理について
第 12	議案第 16 号	人事異動について

伊東委員長 ただいまから、平成21年第3回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、伊藤職務代理者と鮎川委員に願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、議案第8号、小金井市教育委員会の基本方針及び平成21年度教育施策(基本方針4)についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

小金井市教育委員会の基本方針及び平成21年度教育施策(基本方針4)を定めるため、本案を提出するものである。

細部については担当より説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾崎生涯
学習課長 それでは、議案8号についてご説明する。基本方針4、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興である。

まず、(1)生涯学習の推進から(3)スポーツ・レクリエーション活動の推進までは変更がない。また、(6)及び(7)についても変更はない。(4)をごらんいただきたいと思う。(4)文化財の保存と啓発活動の推進の②及び(5)公民館の充実の下線部分が、平成21年度、変更されたところである。

それでは、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思う。生涯学習課の関連では、(4)文化財の保存と啓発活動の推進、②の市史編さん事業に関するところであるが、平成20年度は、市制施行50周年の記念事業として、小金井桜の資料編の刊行と市内100地点の昭和と現在を比較した写真集の刊行を行った。平成21年度では、小金井桜の資料編に続く小金井市史の資料編と通史編の編さんに向けた体制づくりを図るため、この部分を変更した。

(5)の公民館の充実については公民館長のほうから説明させる。

中嶋公民館長 基本方針4「生涯学習」の公民館の充実についてご説明する。
公民館運営審議会から平成20年7月25日、「小金井市公民館基本方針」の提言を受け、このように改めた。
それでは引き続き、議案第8号資料、新旧対照表を見ていただきたいと思う。
1については、公民館としての基本姿勢として、公民館基本方針の前文から引用している。
2については、公民館に市民参画を積極的に取り入れ、必要により関連諸機関や市民団体と協働することを盛り込んだ。
3については、事業の実施に当たって、各種団体・機関、NPO法人など、列挙しているように、必要により協力し、地域社会との連携に努めてまいる。
4については、主催講座について、わかりやすく整理、まとめさせていただいた。
5については、従前の内容に、活動の場の環境整備に努めることを盛り込んだ。
6については、広報活動に市民も参加し、情報の提供に努めてまいる。
以上である。

伊東委員長 事務局の説明が終わった。ご質問、ご意見はあるか。
特別にないようなので、それではお諮りする。
小金井市教育委員会の基本方針及び平成21年度教育施策（基本方針4）については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 意義なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
日程第3、議案第9号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を議題とする。
提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。
小金井市教育委員会組織規則の一部改正に伴い、本規程を改正し、あわせて規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであ

る。

細部については庶務課長補佐より説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

内田庶務
課長補佐

それでは、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてご説明する。

改正の概要としては、小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの管理が指定管理者に移行することにより、平成21年第1回教育委員会定例会において、小金井市教育委員会事務局組織規則の改正をしたが、これに伴い、公印の管守責任者を改めるとともに、市長部局の公印規則に準じた規定の内容とするため、所要の整備と改正を行うものである。

それでは、新旧対照表をごらん願う。お手元の議案書の6枚目になる。備考欄に、規定の整備による新設もしくは条文の追加と記されている箇所、及び別表第2の追加については、市長部局の公印規則においては明文化されている条文や公印の保存管理に関する内容が、現行の教育委員会の公印規程においては明文化されていなかったため、条文の新設もしくは項の追加、並びに別表の追加を行って、市長部局の規則に倣った公印規程の形式に整備する。

また、様式の整備と追加に関しては、教育委員会における公印の管理事務をさらに確実化する目的を持って、様式の整備と追加を行うものである。

施行年月日については、小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者制度の導入に合わせ、平成21年4月1日を施行年月日とするものである。

説明については以上である。

伊東委員長

事務局の説明が終わった。ご質問はないか。

それでは、お諮りする。小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

日程第4、議案第10号、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

任期満了に伴う委嘱についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

平成21年3月31日付で学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため本案を提出するものである。

細部については学務課長から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

前島学務課長

それでは、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてご説明申し上げます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健法第16条により、小・中学校にその配置が義務づけられている。現在の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方は平成21年3月31日付をもって2年間の任期が終了するので、新たに4月1日以降、2年間の委嘱を予定している。

委嘱に先立ち、学校医については小金井市医師会から、学校歯科医については東京都小金井歯科医師会から、学校薬剤師については小金井市薬剤師会から各推薦をいただいている。また、精神科校医についてはご本人の内諾を得ており、今回の提案をさせていただいている。

新任の学校医等については、一覧の中に新任の欄があって、そこに○印をつけさせていただいた先生方となっている。ただ、薬剤師の方については、東小の薬剤師の北川先生は2校目になる。同じく東中の薬剤師の高山先生は3校目の委嘱という形を予定している。

なお、小金井市医師会からは、新任の先生のご推薦はお一人という形になっている。歯科医師会のほうからは、新任の先生は4人という形になっている。小金井市薬剤師会からの新任の先生の推薦が5人というふうな形となっている。

ご審議のほどよろしく願います。

伊東委員長

ただいま事務局から説明が終わった。ご質問はあるか。

それでは、お諮りする。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴う委嘱については、原案どおり可決することにご異議は

ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
日程第5、議案第11号、小金井市教育相談所設置規程の一部を
改正する規程、日程第6、議案第12号、「もくせい教室」設置規
程の一部を改正する規程を一括議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。
本規程は、内容を再検討した結果、規定を整備する必要が生じた
ため、本案を提出するものである。
細部については指導室長より説明する。よろしくご審議の上、ご
議決賜るようお願い申し上げます。

富士道 現行の規程については、新旧対照表がある。そこをごらんいた
指導室長 きたい。

現行の規程では、目的、設置場所、事業内容、構成・運営のみが
規定されており、一方、休業日であったり、利用時間、対象者、利
用方法などが欠けていた。これについては以前から不足が指摘され
ており、今回、そこを改訂、追加をすることにより、規定の充実、
また整備を図ってまいりたいと考えている。

続いて、議案第12号の「もくせい教室」設置規程の一部を改正
する規程については、現行の規程では、他の規程、要綱等に倣っ
ていない。

例えば新旧対照表をごらんになっていただくとわかるが、現行規
程では、休業日であったり、開設時間が一番後になっている。他の
規程、要綱等では、一番前にある。

また、「委員会」の名称を、「小金井市教育委員会」と正式名称に
直した。また、現行の規程の中の第5条と第7条については、事務
手続上の内容であるので、事務局の長である教育長に修正をさせ
ていただきたい。

この2点とも、いずれも21年4月1日から施行する予定である。
よろしくご審議のほどお願いします。

伊東委員長 ただいま説明が終わった。ご質問はあるか。

伊藤委員長
職務代理者 もくせい教室の中に、(入級委員会)とあるが、どのような方が当たってくださっているのか。

富士道
指導室長 入級委員会は、その学校長、それから私ども指導主事、相談所の所員、臨床心理士、このような者が委員という形で在籍しながら、仕事、任に当たっている。

伊東委員長 ほかにはよろしいか。

伊藤委員長
職務代理者 担任等は入らないのか。

富士道
指導室長 担任によって具体的な事例を説明等する場合には、入るケースがある。

伊藤委員長
職務代理者 どちらも、それぞれに当たられている方のご苦勞を感じるところなのだが、どららも学校と連絡を密にしていくことが、効果を上げる意味で必要じゃないかと思っているのだが、そういったことはこの中には盛り込んでいないように見える。学校との連携について、この中には盛り込んでいないように思う。

 見学させていただいたりしたときに、教育相談所と、また、もくせい教室等の進捗状況や現状と、学校と密に連絡ができていかなど感じるところが多々あったのだが、そういったところは、こういった中に盛り込む必要はないのか。

富士道
指導室長 学校との連携にかかわるご指摘であるが、これについては、毎月、必ず児童・生徒の状況について資料を作成して、学校や担任と定期的に連絡をとりながら行っているところである。

 ここは大枠の設置の規程等になっているので、具体的な運用については、規定をしていない。

伊藤委員長 設置基準なので、そうなのかなというふうには思うが、なぜ設置

職務代理者 するかということを考えると、要は子どもたちにとって、一人一人の教育的効果を図ることが大事なことなので、そういう意味では、学校と連絡を密にしてということが大変大事だというふうに思っている。

そういう意味では、そのあたりも、設置するのはそういうことなんだということを踏まえた上で運用されることが大事じゃないかなというふうに思っている。ぜひそのような形で進めていただけると、一人一人の子どもが自分の居場所、また、学習を進められるのかなというふうに考えている。

以上である。

伊東委員長 よろしいか。

それでは、お諮りする。議案第11号、小金井市教育相談所設置規程の一部を改正する規程、及び議案第12号、「もくせい教室」設置規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することに決定した。

日程第7、議案第13号、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する規程を議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

児童・生徒表彰基準の明確化を図るため、本案を提出するものである。

細部については指導室長より説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

富士道 指導室長 小金井市教育委員会児童・生徒表彰については、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程により実施しているところである。規程第7条第2号に定める審査会を開催して、規程第3条中の審査基準に基づいて受賞者を決定している状況である。

しかしながら、平成20年度に開催された審査会において、審査

員の中から、第3条の中の審査基準の内容に偏りがある、また、一部不適切で判定しにくい箇所があるというような指摘があった。そこで、同審査会において協議をした結果、より明確な基準の設定を確立することで意見が一致した。

そのような中で、今回、一部を改定させていただきたいと考えている。

まず1つ、内容に偏りという場面であるが、新旧対照表をごらんになっていただきたい。第3条第2号に、「心身障害者、高齢者等に対する福祉活動等の行為を、長期（1年以上）にわたり継続的に実践したとき」というような条件がある。これは、実際に各学校のさまざまな状況をお聞きしていると、福祉活動に限らないで、地域活動であったり、また、社会貢献に対する活動を広く表彰したほうがよいということから、文言としては、「地域貢献、社会貢献等に対する活動等」に規定を見直しをした。

次に、一部不適切だというような指摘があった部分は、同じ第3条第3号のエについてである。「小金井市が主催するコンクール・競技会等で優勝し、又はそれに準ずる成果をあげたもの」とある。が、ア、イ、ウを見ると、東京都の多摩北地区、東京都もしくは全国、関東とあり、このような高いレベルのものと並ぶのはおかしいのではないかという意見があった。さらに、オであるが、「コンクール、競技会は、公的機関又はこれに準ずるものの主催又は後援であるもの」とあるが、これは、他のアからウの基準と同列に表記するにはふさわしくない。

このようなことから、第3条の第3号についてはア、イ、ウを基準として明確に設定したということである。

よろしくご審議のほどお願いする。

伊東委員長 事務局から説明が終わった。ご質問はあるか。

鮎川委員 1つ質問である。クラブ活動などではない文化的な活動、例えば本年度の表彰にあった、貫井囃子のような活動を行った生徒はどこになるの。これは（2）になるのか、それとも（5）になるのか。どちらの基準に当てはめて考えたらよいか教えてほしい。

富士道 今のケースになると、これは、（5）のその他の表彰に値する行為

指導室長 と判断してまいりたいと思っている。

鮎川委員 そうすると、(2)の地域貢献、社会貢献に対する活動というものは、やはり福祉活動的なものが念頭に置かれているという考え方でよいのか。それとも、もうちょっと広い意味になるのか。

富士道
指導室長 この地域貢献、また社会貢献については、先ほど申し上げたが、特にこれは、いわゆる福祉活動等ということよりは、もっと幅広くと申し上げたとおりであって、当然出てきたものによって、どういものがということはケース・バイ・ケースになろうかと思う。単に福祉活動だけではなくてということで、特に今回、論議になったけれども、さまざまな形で、子どもたちは今、ボランティア活動でお手伝い等をしている。そういうものは福祉活動だけではないので、そういう意味では、非常に幅広くということで、長期にわたって地域または社会に対して、全体に貢献をしたものという基準を定めさせていただいた。

鮎川委員 ありがとう。

伊東委員長 それでは、お諮りする。小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することに決定した。
日程第8、議案第14号、小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程を議題とする。
提案理由をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。
統計法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については指導室長より説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

富士道 統計法が改正されて、「指定統計」が「基幹統計」という名称に変更された。

指導室長 そこで、小金井市立学校事案決定規程の実施細目の中の「指定統計調査書」を、「基幹統計調査書」に改める必要が生じたので、変更させていただいた。以上である。

伊東委員長 これはいいか。

菊地委員 はい。

伊東委員長 それでは、お諮りする。小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 ありがとう。異議なしと認める。本案は原案どおり可決することにする。

日程第9、議案第15号、教育財産の所管換えについてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

(仮称)貫井北地域センター用地の一部を小金井消防署緑町出張所の改築に伴う仮庁舎用地として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の所管換えについて小金井市長に申し出る必要があるので、本案を提出するものである。

細部については公民館長より説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

中嶋公民館長 本議案書の事前送付をできなかったことをおわび申し上げます。

本議案に係る内容については、過日、教育委員会定例会にてご報告をしたとおり、小金井市消防署緑町出張所の耐震補強工事の改築のため、仮庁舎等の移転先として、(仮称)貫井北地域センター用

地に、地域安全課を通じて東京消防庁消防総監名による通知文書、別図にあるように地籍測量図など一式をもって用地提供の依頼があった。

そこで、別紙、教育財産所管換え調書のとおり、(仮称)貫井北地域センター用地の一部について、普通財産への措置をするため、教育財産の所管換えを小金井市長に申し出る必要があるためである。

所在地、貫井北町1丁目11番地内、地籍2,131.86平米中1,187.17平米を所管換えすることとし、所管換え後の仮庁舎等の使用期間は平成21年5月から24年8月を予定している。

また、仮庁舎解体後、再び教育財産へ所管換えをし、(仮称)貫井北地域センター建設に向けていく所存である。

何とぞご審議の上、賜るよう、よろしく願います。以上である。

伊東委員長 説明が終わった。質問はあるか。

菊地委員 平たく言えば、消防署建てかえのために貸して、また戻ってくるということか。

中嶋公民館長 さようである。

伊東委員長 ほかにはあるか。
それでは、お諮りする。教育財産の所管換えについて、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
日程第10、報告事項に移る。順次担当からご説明をお願いします。

小林学校 教育部長 それでは、21年第1回定例会についてご報告する。
第1回定例会は、会期を、2月2日から3月3日までの30日間の予定であったが、1日間延長し、3月4日深夜午前3時30分ごろ終了した。

一般質問で、議員全体で17人から発言通告があった。教育委員

会関係については7人の方から質問があった。内容については、お手元に配付の報告事項1資料1のとおり、1ページと2ページに通告内容を、次の1ページ以降に答弁の要旨を記載してあるので、後ほどご確認くださいようお願いする。

次に、厚生文教委員会への行政報告を3件している。新規事業である、平成20年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、説明を加え、報告したところ、特段の質疑もなく終了している。なお、この報告書は全議員に配付している。

次に、給食費の改正についてである。来年度からの給食費の値上げについて報告した。これについては、アンケートのとり方等で若干質問があったが、5分程度のやりとりで終了している。

もう一件は、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課にかかる組織改正についてであるが、これについては、今後の執務室の場所等について少し質疑があったが、終了している。

新年度の予算関係である。全体的な概要を説明する。まず、21年度の一般会計の当初予算規模は350億3,700万円で、対前年度比で19億3,400万円減となっている。5.2%減になった。この中で、教育費全体の予算は35億2,413万9,000円で、対前年度比10億9,247万4,000円の減となっている。減となった主な要因であるが、20年度予算に耐震補強工事費用の4校分、7億5,000万円ほどが入っていたことによるもので、23.7%の減となっている。

教育委員会の主な事業等についてご説明する。お手元にご配付させている報告事項1資料2をお開き願う。この資料は、議会における予算説明資料の中にある全事業にかかる主な事業一覧から、教育委員会部分だけを抜粋したものである。

この中で、学校教育関係は、1ページに庶務課の7件、1ページから2ページにかけて学務課の19件、2ページに指導室の5件である。生涯学習部関係では、2ページに生涯学習課5件、3ページにスポーツ振興課9件、図書館2件、公民館2件を掲載し、総計で49件となっている。

なお、事業名等の右側の欄の◎、○については、各ページの下、欄外にある、◎は新規、レはこれまでよりもレベルアップしたもの、○は各課の主な事業と、区分けして表記してあるので、後ほどご確

認願う。

次に、教育施設整備基金について、若干ご説明させていただく。今年度、20年度末現在高は約1,600万円となる見込みである。21年度予算においては、中学校民間委託化によるインセンティブ予算約5,000万円のうち、4,000万円は学校給食関係の消耗品費やアレルギー食用調理台等の備品購入費に充て、残り1,000万円を基金に積み立てることとした。

また、20年度末における基金残高1,600万円のうち、約1,400万円を21年度に取り崩し、給食機器設置に伴う給食費等の設備工事費5校分に充てる予定である。

最終的には、21年度末現在高は1,200万円となる見込みである。なお、この基金については、年度途中で急遽、給食関係の予算が必要になった際には、取り崩す可能性があるものである。

続いて、21年第2回臨時議会についてご報告する。特に資料はないけれども、口頭にてご報告する。

第2回臨時会は、21年3月13日の1日間の予定であったが、会期を1日間延長し、翌14日午前1時過ぎに終了した。内容は、本年第1回市議会定例会において3人の議員から提案された、小金井市市民参加条例の一部を改正する条例の議決について、市長において異議があるので、地方自治法第176条第1項の規定に基づき再議に付したものである。

若干ご説明する。小金井市市民参加条例16条に、「市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる」と規定されている。この市民投票にかかる部分について、別に定めるのではなく、同条例に3条分を追加した形で、主には一定数以上の投票資格者総数の10分の1以上の署名をもって、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求できることとしたものである。

議決の結果、これが可決されたことに伴って、市長において異議があるため、地方自治法の規定にのっとり、議決されてから10日以内に改めて議長に再議書を送付し、臨時議会の開催があったものである。

市議会においては、この再議書を受け、かなり質疑応答がなされた後、最終的に、議長を除く23名全員の議員から改めて議員提案がなされた。本条例に7条分を追加した形で、主には一定数以上の

署名数を、10分の1ではなく、100分の13以上の署名をもってとなり、さきに可決された一部改正案よりも実質3%多くの署名数が必要となった内容となり、可決された。

なお、この改正条例は、本年9月1日から施行することもあわせて決定されている。

また、このほか、2人の議員から成る議員案、再議に付した市長に対する決議が追加提案され、賛成多数で可決している。

以上で議会の関係の報告を終了する。

伊東委員長 よろしいか。

それでは、報告事項3、小金井市私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部改正について、報告をお願いします。

前島学務課長 本日、追加で資料をお配りさせていただいた。おくれて大変申しわけなかった。

内容であるが、現在、市内の私立幼稚園の経営が非常に厳しいという中で、障害児を受け入れるということも、人的、設備的に両面から経費がかかるということから、なかなか受け入れにくい環境となっている。このことについては、園長会などを通して事務局のほうに話があった。

そういった状況の中で、市内の私立幼稚園で少しでも障害児のお子さんが受け入れやすい環境をつくり出すというところを目的にして、障害児を受け入れた私立幼稚園に対して、障害児1人当たり月額2万円の補助を、従来からの制度である小金井市私立幼稚園協会補助金に加算する形として交付するため、要綱を一部改正したものである。

概要については、補助金の対象となる障害児の定義、交付額、交付月などを規定させていただいた。また、補助金の対象となる事業内容を明確にするため、別表として、今回、改正している。

簡単だが、以上でご説明を終わる。

伊東委員長 ありがとう。報告いただいたけれども、私立幼稚園協会補助金について、何かあるか。

今、何人ぐらいの子どもが……。

前島学務課長 聞き取りだが、3人というふうに……。

伊東委員長 市内全域か。

前島学務課長 そうである。受け入れている幼稚園も少ないが、3人……。

伊東委員長 これは市内に登園している子に限るのか。

前島学務課長 そういことである。市内の幼稚園のほうに補助金を出すという形をとっているのだ。

伊東委員長 障害があつて、ほかの市の幼稚園に行った場合は別ということか。

前島学務課長 そうである。そちらの園のほうには出さないという形で、市内の幼稚園の協会に出すという形になっている。

鮎川委員 そうすると、他市のお子様を小金井市内の幼稚園で受け入れてくださった場合は、その幼稚園に対しては補助金を出されるのか。

前島学務課長 市内在住、ここは議論があつただけけれども、申しわけない。

鮎川委員 すまない、余計な質問を……。

伊藤委員長 市内在住。
職務代理者

鮎川委員 申しわけない、見落としていた。市内に在住すると書かれていた。

前島学務課長 別表のほうで規定させていただいている。

鮎川委員 ありがとう。

向井教育長 質問ではないけれども、昨年、学校教育部長と、実際に預かっていたらいる幼稚園等へ行かせていただいて、経営されている方、それから運営されている方から、状況をかなり詳細に伺ってきた。

大変厳しいという状態で、今回、このような形で改正につながれたというふうに思っている。

伊東委員長 よろしいか。次に移っていいか。
では、次に報告事項4をお願いします。

前島学務課長 光熱水費削減還元プログラムについてご説明申し上げます。
本日、資料として配付したのは、先日の校長会で事業説明に使用したものである。資料の表紙から数えて4枚目になるが、裏面に概要図があるので、そちらが一番わかりやすいと思うので、ごらんいただきながらという形をお願いします。

光熱水費削減還元プログラムというのは、省エネ活動によって節減できた光熱水費を全部市が吸収するのではなく、半分は学校へ返還するという形のものである。現在、小・中学校2校を参加校として募集した。モニターを設置してデータを収集する。また、視覚的にデータを見るというものも設置して、実施していくという形を考えている。

募集の結果、小学校については本町小学校、緑小学校、中学校については二中と緑中という、4校の参加のご希望があった。フィフティ・フィフティというふうに言われているけれども、こちらの事業については、光熱水費の使用量が、学校が大変増えているというふうな形で、本市市議会のほうで常に注目を集めているところである。市の施設の中でも、小・中学校は排出するCO₂の量が非常に割合が多いということからも注目されているところである。

CO₂削減及び地球温暖化防止のため学校も努力しているが、扇風機の設置とかコンピューター教室の整備、また学校開放など、削減が厳しい状況にある。

ただ、事務局としても、CO₂削減、地球温暖化の防止、環境への配慮という観点から、環境教育に重点を置きながら実施したいというふうに考えて実施する運びとなった。

基本的には、限られた資源を無駄にしないという意識の高揚に期待するものであり、必要なものまで削減するという形のものとは考えていない。

例を挙げれば、照度の不足する中で授業をするとか、暑い、寒い、寒暖を我慢しながら授業をするとか、あるいは学校開放を制限する

というようなことは一切考えていない。無駄にしないということで実施するという形をとらせていただく。

また、今後、参加校と事務局のほうで打ち合わせをして、開始していきたいと思っている。

また、参加校だけでは実施するのは難しいと思うので、教育委員会のほうと定期的に意見交換の場を設けるなどして、事業を進めさせていきたいと思っている。

また、気候の暑い、寒いなどによっても光熱水費が増加することも想定されている。環境教育の一環として、児童・生徒、教職員への位置づけという趣旨からも、光熱水費の増額や使用量の増加ということがあっても、学校へのペナルティーは考えていない。

また、削減分はどうするかというと、こちらの還元方法に、もし削減できれば、還元については、21年度の決算時に数字がはっきりするので、その時点で、平成22年度補正予算で対応することとする。

使途については、下のほうにもあるけれども、環境に配慮した経費というものもあるが、基本的には学校の自由裁量とさせていただいて、学校でお子さんたちが欲しいもの等々、教育委員会と相談となると思うけれども、その上で決定させていただきたいなと思っている。

発祥は、フィフティ・フィフティといってドイツの制度けれども、還元が続くように、また環境に配慮したものを購入するという考えもあったけれども、本市では、学校の自由裁量とさせていただきたいなというふうに思っている。

雑駁であるが、無駄を省き環境教育にも資する光熱水費削減還元プログラムの説明を終わらせていただく。以上である。

伊東委員長 ありがとう。フィフティ・フィフティ事業。質問、ご意見はあるか。

伊藤委員長
職務代理者 趣旨というか、意図には大変崇高なものがあり、どなたも否はない、大変すばらしいことだというふうに思うが、フィフティ・フィフティの名の示すとおり、最終的に経済的なところに落ちつくというところに、私はやや、学校の教育活動にもかかわった取り組みにもなるようなので、違和感を持っている。

環境教育に配慮するとか、一人一人が無駄を省いてCO₂を削減するという取り組みそのものは、どちらかという今までは心の問題、活動の問題としてやってまいったが、こういう形でいくときには、最終的に経済の問題に落ちつき、それが先走らないような形でこの活動を進めていかないと、ややもすると環境教育よりは、お金というような形の教育活動になってしまっただけでは最初の目的を達成できないのかなということに危惧している。

そういう意味で、目に見えるような形で環境を見ていくということは大変いいことだと思うけれども、その取り組みにも110万円ぐらいかかっているようなので、このことが子どもたちにとって、よりよくなるような形で取り組めていけたらいいなということ強く思う。

以上である。

向井教育長

今のご心配の向きは、全くそのとおりだなというふうに私も思う。やっぱり目的ではないのである。手段なのである。環境を学ぶ、もしくは環境について学習するというところから一歩進んで、活動するというところに子どもたちが進んでいくと、どうしてもそこには数値というものが目標として、もしくは活動を確認する方法として必要になってくることは間違いないと思う。

ただしそれが、例えばフィフティ・フィフティという形で、一定学校の予算の中に組み込まれ、それが目標になってしまうと、伊藤委員のおっしゃるような方向に進みかねないなと思う。

意欲を喚起するつもりが、逆にそれが目標になってしまっただけでは元も子もないので、その辺を十分注意しながら、子どもたちへの指導、もしくは学校の指導に当たらなきゃいけないなということには同感ということで、意見として申し上げたいと思う。

以上である。

伊東委員長

よろしいか。

伊藤委員長
職務代理者

はい。

小林学校
教育部長

私のほうからも少しご説明させていただく。

これを取り込むに当たって、既の実施している杉並区のほうにも何人かで視察に行ってきた。単に減らすといっても、なかなかこれは難しいので、必ずどこかで行き詰まるというところが出てくると思う。節約、節約と、そこばかりに観点を置くと、当然、節約し切れないときが必ず来てしまうので、それだけだと非常に厳しいねというような話も聞いてきた。

そこで、小金井市の場合は、単に節約できたから、その分、学校に還元しようというだけではなくて、環境教育ということで、子どもたちに地球温暖化の問題意識を持ってもらうとか、環境に配慮するというのは、具体的にはこういうことの1つ1つから始まるんだよということも認識してもらったり、問題意識の向上、それらも含めて、結果、節約できた分は、学校の教育上、もちろん教育活動、特に、さらに節約できた分を環境教育上のものに生かしてもらえたら、さらによいことだなと思っているけれども、教育委員会としても注意して、節約したらその分、学校にお金を上げるみたいな単純な発想に走らないような形で、私たちも注意してやってまいりたいと思う。

以上である。

菊地委員

実際にどこを削るかという、非常に難しいんじゃないかと思う。むしろそういう意味では、緑化するとか、木を植えたり、水をまいたり、そういうことによって温度を下げる。あるいは逆に、緑を植えればCO₂を吸収するわけだから、それも一つのCO₂削減ということになる。

そのようなことを学校でやらないと、家庭で電気を消すとか節約するのと、個人がやるものじゃないので、そこあたりは、学校としてやるというのは、教育の部門でやるのはいいけれども、実際問題としては、もっと大きなものでやっていかないと難しいかなという気はする。意見である。

小林学校
教育部長

緑化の関係も、私どもも取り組み、できるだけ緑のカーテンとか、そちらのほうも、単にCO₂の削減ということだけではなくて、緑化の関係もぜひ学校のほうで取り入れていただくように、校長会等でもお話ししていきたいと思っている。

伊東委員長 私から質問で、杉並区の場合は何年目ぐらいになっているのか。

前島学務課長 たしか平成16年にやっているが、現在は休止しているというふうに聞いてきた。それは、やはりいろいろシステムのメンテナンスが必要だろうと。システムというのは、事業のメンテナンスが必要であろうということで、現在は休止しているところを伺ってきた。

 また、再開する必要性は感じているという話だったが、いつ再開するかというのは、今は未定だというお話を伺ってきた。

伊東委員長 小金井の場合は、何年やるとかそういう目標はないのか。とりあえずモデルケースで4校でスタートするということか。

前島学務課長 そうである。とりあえずスタートして、方針としては、来年度全校に一回実施するというふうな方向で考えているが、実際に初めてやる中で、先行自治体の問題もいろいろあるので、その辺を考えながら進めてまいりたいというふうに思っている。

伊藤委員長
職務代理者 趣旨はとてもいいので、これをよく生かすためには、学校現場が、いろいろ工夫も必要だと思うけれども、子どもたちの活動もこれで規定しているので、そのあたりもちょっと心配な面があるが、どちらかというと、よく学校などに行くと太陽光発電でできたものが、今どれぐらい発電されていますよというような、生み出すような形のことを小金井市としても考えていき、そしてなお、自分たちもそのエネルギーを大事に使っていかうというような形の活動も考えていけたらいいなというふうに思う。

 節約することは、例えば、ごみもこうすると減りますよ、減らした分、何かになりますかみたいな、すぐに短絡的な物の考え方に今、世の中がなっているので、そういったことにこのことが陥らないように、ぜひなっていけたらうれしいなというふうに思う。

 以上である。

小林学校
教育部長 今、太陽光発電のお話があったので、議会でも太陽光発電の質問があつて、小金井の小・中学校は耐震化の補強工事をしており、工

事をするに当たって、屋上へ荷重枠というか、重さというか、太陽光発電の設備は結構な重さがあるらしいのである。耐震補強工事をするに当たっては、太陽光発電の設備を載せる補強までには至っていないので、今後、改築するときとか新築するときには当然、太陽光発電は社会的にも取り入れるようにという状況であるので、ぜひその辺は考えていきたいと思っている。

伊東委員長 教育の一環とすると、例えば二小の時計なんかは太陽光と風力発電でやるということで、そういうふうなことも少しずつ組み始めているというところである。
よろしいか。

伊藤委員長
職務代理者 この趣旨というか、CO₂を減らすとか何とかというのは大変大事なことなので、学校教育の中でやっていかななくてはいけないんだけれども、それを経済でやっていくのはということの懸念なので。

小林学校
教育部長 ありがとう。

伊東委員長 それでは次へ行く。学校給食調理業務委託等検証結果についてである。

前島学務課長 それでは、報告事項5、学校給食調理業務委託等検証結果についてである。小金井市学校給食調理業務民間委託等評価報告という形で資料をお配りさせていただいている。

平成20年4月1日から実施している東中学校、緑中学校、南中学校、3校における学校給食調理業務の民間委託事業について、小金井市学校給食の基準である学校給食衛生管理の基準、また小金井市学校給食作業マニュアルなどに基づいて調理業務が行われているかを検証したものである。

検証の項目については、Ⅱの(1)項に書いてある、給食内容、衛生管理、安全衛生、給食現場管理体制、教育活動との連携、その他という形で、大きく6項目設けている。その中の具体的な評価等について、評価を行っているところである。

評価の比較としては、中学校の直営校という、前回、一中、二中

を委託した際には同じ中学校を比較していたけれども、現在、中学校の直営校はないので、緑小学校の協力を得て、比較しての評価を実施した。結果については、小金井市学校給食に関する連絡協議会の委員に委託校の副校長先生及び栄養士を加えた委員により構成される検証委員会というものを立ち上げて、評価を行ったものである。

検証項目の衛生管理の面があるけれども、そちらについては、実際に各校の給食室に入って作業を確認するなどの必要があったので、代表委員である栄養士とか調理員さんが現場視察を行って評価している。

最終的な検証の結果については、報告書4ページの(3)以降に書いてあるけれども、本市における学校給食の調理業務の民間委託事業は、小金井市の基準に基づいて調理業務が行われているものと評価できるという報告となっている。小金井市学校給食の基準である学校給食衛生管理の基準、小金井市学校給食作業マニュアル等に基づいて調理業務が行われているかについては、評価できるとされている。

しかしながら、搬入物資の納品、検収時に万が一の不都合が生じた場合の対応について、栄養士の勤務時間と受託業者の施設使用時間がずれているということで、対応できないことが想定される。あるいは夏季休業中の機器点検、納入作業で、受託業者との契約日数の関係で、若干栄養士が立ち会う必要が生じているという、改善の指摘があった。

これらの報告を受けて、さらに安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと思っているところである。また、詳細については報告書をごらんいただければと思う。

以上で報告を終わる。

伊東委員長 この中で、質問させていただきたいことがある。栄養士さんの業務のことについて、今ちょっと触れられていたけれども、委託校について、「受託会社と栄養士の勤務時間が異なるため、連携が不十分になる場合が生じる点が指摘された」と。この「勤務時間が異なる」とは、どういうふうに異なるのか。

前島学務課長 受託業者のほうは7時半から施設が使用できるという形をとって

いる。栄養士のほうは8時15分からという形の勤務体系になっている。基本的には物資の搬入とかは受託業者の仕事になっているので、問題はないところだが、万が一何か事故というか、不都合が生じた場合に、受託業者さんのほうで対応できればいいけれども、栄養士のほうで対応せざるを得ない状況が生まれたときに、若干時間がずれている。栄養士がまだ勤務時間に入っていない状況があるというところで、問題視する意見があった。

伊東委員長 栄養士さんが朝早く来ればいいわけである。

前島学務課長 勤務時間の関係があるので……。

伊東委員長 勤務時間をずらせばいいわけである。そうしたら問題ない。

前島学務課長 ちょっと……。

伊東委員長 それからもう一つは、夏季休業中には、点検が、調理担当業者がほとんどいなかったので栄養士さんの負担が増えたというふうに指摘されたと書いてあるけれども、栄養士さんというのは夏休み中、何をやっているのか。

前島学務課長 研修とか、日ごろできないこととか、そういったものを行っているし、もちろんそれら、今、細かい資料を持ってきていないので申しわけないが、業務は行っているところである。

伊東委員長 ほかにあるか。

伊藤委員長
職務代理者 今の委員長が言われたことは、直営校でも同じじゃないか。勤務時間とか夏季休業中のことなど。

前島学務課長 直営校の場合、調理員が職員ということもあるので、物資搬入で問題が生じたときも職員で対応できるというところから、こういう話が出てきたと思う。

伊藤委員長 わかった。

職務代理者

伊東委員長

ほかにあるか。

それでは、次の報告に行く。報告事項6、第2次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について。

田中図書館長

それでは、お手元に配付してある、第2次小金井市子ども読書活動推進計画（素案）についてご説明する。

現在、小金井市子ども読書活動推進計画を策定しているが、平成20年度で終期を迎える。よって、引き続き子どもの読書環境の充実を図るため、第2次計画を策定することとした。

そのため、昨年7月18日に、図書館をはじめとし、指導室や学務課など関係10課により、第2次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会及び、今回は現場からの意見をいただくための下部組織である作業部会を設置し、作業部会を中心に計画を策定してまいった。

作業部会では、計7回の審議、図書館協議会からの意見聴取、読書関係市民団体説明会、そして庁内検討委員会の開催を経て、それぞれの意見を反映させて、本日の提出資料である素案をまとめたものである。

本計画の重点施策であるが、素案の19ページをお開きいただきたい。第4章、取組み項目の年度目標で、2の図書館の(13)学校図書館との強力な連携、(14)学校図書館のコンピュータシステム導入に向けた支援、そして20ページであるが、3の学校図書館の項目の(10)図書館へのコンピュータシステムの導入などが挙げられる。

いずれも検討課題からスタートし、実施につなげたいと考えている。細かな内容についてはごらんいただければと存ずる。

今後のスケジュールであるが、ただいまパブリックコメントを4月15日まで実施しており、いただいたご意見に対して、市報5月1日号にて市の考え方をお知らせし、5月12日開催予定の教育委員会に案件として提出し、承認の後、公表いたしたいと考えている。

説明については以上になる。

伊東委員長

ありがとう。厚い資料が出てきているけれども、ご質問、ご意見

はあるか。

伊藤委員長 語句の質問で、6ページの(2)のマル4番目の学校訪問の充実
職務代理者 というのはどういう内容なのか。

田中図書館長 これは、図書館のほうで学校のほうに、今、1年生を対象に学校
訪問を行っているが、この枠を少し拡大して、ほかの学年にも学校
訪問に行きたいなというふうに考えている。そういった意味で、学
校訪問の充実というふうにさせていただいている。

伊東委員長 この一覧表に、「充実」というのがたくさん書いてあるが、これは
予算的裏づけみたいなものは特別にあるのか。

田中図書館長 この法律で、予算については措置をするというふうになっている
ので、各課において、その年度、年度に予算を手当てしていきたい
なというふうに思っている。

伊東委員長 ほかに、よろしいか。
それでは、報告事項7、阪南公民館運営研究協議会の視察研修に
ついて。

中嶋公民館長 阪南公民館運営研究協議会の視察研修は、3月9日月曜日午後1
時45分から4時、公民館緑分館学習室で、大阪府内の阪南公民館
運営協議会加盟の岸和田市公民館から1名、貝塚市公民館から3名
の計4名、女性3名、男性1名の内訳であるが、ご来館して、全国
機関誌『月刊社会教育』本年1月号に、本市市民講座「新しい公民
館活動を考える」を掲載したところ、本市公民館の実践に学ぶを研
修テーマとして、市民講座企画の経緯、実施後の成果、公民館が直
面している課題解決について、また、講座でプレゼンテーションを
した企画実行委員など3名、それと職員7名も参加して、公民館と
の出会い、公民館に期待すること、要望・提言、公民館の役割につ
いて説明をした。

また、貝塚市には3地区館があり、17人の職員がシフト体制で、
夜間も含めて対応をし、岸和田市は19地区館があるが、聞きます
と、実情として、高齢者学級で市民参加を検討しても、職員の仕事

ということで、市民が事業企画にかかわっていないという悩みがあり、本市の企画実行委員制度について、主催事業を企画するに当たって、委員と職員のかかわり方、準備会の募集、過程などについて熱心に質疑をしていた。

ほかに、今日的な課題の取り組み方、新規の利用者の利用拡大と広報手段の工夫など、都市型公民館が直面している共通の課題についてともに学び、課題解決への糸口を探した。

なお、当日は緑センターに宿泊をし、職員同士で東京と大阪の公民館事情、職員研修、地域情報等について情報交換を行い、翌日は品川区内での視察研修に向かった。

以上である。

伊東委員長 ありがとうございます。毎月のように視察に来て、館長も大変だけれども、うれしいことである。

中嶋公民館長 ありがとうございます。

伊東委員長 ほかにあるか。
それでは、その他はあるか。学校教育部から何かあるか。ないか。
それでは、今後の日程をお願いします。

内田庶務 それでは、教育委員会の今後の日程についてご報告する。
課長補佐 3月31日火曜日午後2時より、退職校長・市長へのあいさつが庁議室で開催予定である。こちらは全委員のご出席をよろしく願います。

続いて、4月1日水曜日午後1時より、臨時教育委員会を第五会議室で開催予定である。こちらについては全委員のご出席をよろしく願います。

同日午後1時30分より、新補・転補校長、副校長辞令伝達及び市長へのあいさつが庁議室で開催予定である。全委員のご出席を願います。

続いて翌日、4月2日木曜日午後1時30分より臨時校長会・副校長会、内容としては教育施策説明連絡会になるが、こちらは801会議室で開催予定である。全委員のご出席をお願いします。

続いて、4月6日月曜日午前10時30分より市立小学校入学式

が挙行予定である。全委員のご出席をよろしく願います。場所については、また改めてご案内申し上げます。

4月6日月曜日午後2時30分より、東京都市町村教育委員会連合会会計監査が東京自治会館第8会議室において開催予定である。伊藤委員長職務代理者のご出席をよろしく願います。

続いて、4月7日火曜日午前10時より市立中学校の入学式が挙行予定である。こちらについては、同じく全委員のご出席をよろしく願います。ご出席の場所等についても、また改めてご案内申し上げます。

続いて4月7日火曜日午後1時30分より、第4回教育委員会を801会議室で開催予定である。こちらについては全委員のご出席をお願いする。

続いて、同じく4月7日火曜日午後3時より、小金井市奨学資金運営委員会委員公募委員の選考会議が801会議室で開催予定である。こちらについては、委員長のご出席をよろしく願います。

続いて、4月9日木曜日午後2時より、東京都教育施策連絡会が東京都庁大会議室で開催予定である。こちらについては全委員のご出席をよろしく願います。

同じく同日、4月9日木曜日午後6時より、教育委員会の歓送迎会を萌え木ホールで開催予定である。こちらについては全委員のご出席をお願いする。

4月23日木曜日午後2時より、東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が東京自治会館大会議室で開催予定である。こちらについては、委員長と伊藤委員長職務代理者のご出席をよろしく願います。

続いて、5月12日火曜日午後1時30分より、第5回教育委員会を801会議室で開催予定である。こちらについては全委員のご出席をお願いする。

同じく5月12日、第5回教育委員会閉会后、午後2時30分を予定しているが、社会教育委員との懇談会が801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。

5月22日金曜日午後1時より、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の総会並びに研修会が群馬県桐生市の市民文化会館シルクホールで開催予定である。こちらは全委員のご出席をお願いする。

最後になるが、5月25日月曜日午後2時より、東京都市町村教

育委員会連合会総会が東京自治会館 4階講堂で開会予定である。こちらについては全委員のご出席をよろしく願う。

教育委員会の今後の当面の日程については以上である。

伊東委員長

ありがとう。

それでは、これから人事にかかわる議案があるので、秘密会になるわけだが。秘密会に移る準備をしたいと思うので、休憩させていただきます。

休憩 午後 2 時 5 7 分

再開 午後 3 時 1 1 分

伊東委員長

それでは、教育委員会を再開する。

本日の審議はすべて終了した。これをもって平成 2 1 年第 3 回教育委員会定例会を閉会する。お疲れさまであった。

閉会 午後 3 時 1 2 分